

埋蔵文化財包蔵地内における

土木工事等の手続きについて



教育委員会

お知らせ

お問い合わせは、下記まで。
学校教育班 (☎63・2038)
生涯学習班 (☎63・3812)

新築・工事等をする 場合の事前相談・照会

新築・工事等を計画される場合には、埋蔵文化財包蔵地に該当するかを和歌山県埋蔵文化財包蔵地所在地図で確認する必要があります。

所在地図は、中央公民館で閲覧できるほか、和歌山県のホームページでも公開しています。工事等を円滑に行うためにも、事前の相談、照会はできるだけ早い時期に願います。

埋蔵文化財包蔵地に 該当する場合の手続き

埋蔵文化財包蔵地内に該当する場合、事業者は町教育委員会に工事着工60日前までに所定の届出書(文化財保護法第93条第1項)を2部提出する必要があります。この間、工事の着工はできません。

届出書は、町教育委員会を経由し、県教育委員会文化遺産課に進達され、事業内容等を検討し、おおむね下記のいずれかを指示します。



発掘調査

工事に先立ち行う調査で、遺跡の内容を把握するための部分的な発掘を行う確認調査と、記録保存のための本発掘調査があります。

工事立会

工事の現場を、町教育委員会および県文化遺産課の担当職員が立ち会います。

慎重工事

埋蔵文化財包蔵地内であることを認識して、慎重に工事を実施し、もし埋蔵文化財を発見した場合は、町教育委員会へ連絡をお願いします。



提出書類

1. 埋蔵文化財発掘の届出書(指定の様式)
2. 土木工事を行う位置図・付近見取図
3. 土木工事等の概要書類・図面(土地利用計画図・建物配置図・建物の平面図・立面図・基礎図・地中埋蔵物に関する図面等)

※提出部数 2部



閲覧方法

・ホームページで閲覧される場合

○和歌山県教育委員会文化遺産課
和歌山県埋蔵文化財包蔵地所在地図

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500700/maizou/index.html>

・直接閲覧される場合

工事等予定のわかる地図(住宅地図等)をご持参のうえ、日高町中央公民館まで、お越しください。詳しくは、日高町中央公民館

(☎63・3811)まで。



お問い合わせは、
(☎63・3800)まで。

野焼きは法律で 禁止されています

「近所でごみを燃やしていて、煙で困っている」、「ごみの焼却で灰や燃えかすが、田んぼに入って困る」などの苦情が多く寄せられています。

家庭でのごみの焼却は、近隣の人に迷惑を掛けるだけでなく、ダイオキシン類発生や火災の危険など、さまざまな問題となっています。

ドラム缶・ブロック囲い・素ぼりの穴を利用したものや、法で定められた構造基準を満たしていない焼却炉などによる焼却は、法律で禁止されています。

家庭ごみは焼却せずに、決められた収集日に分別して出してください。農林漁業を営むためのやむを得ない焼却などは、法律で例外的に認められていますが、焼却量や時間帯、風向きなどを考慮しましょう。



75歳以上の方の お出かけを応援します

高齢者
外出支援事業

町では、高齢者の方が元気に安心して、買い物や通院などをしていただけるよう、バス・タクシー利用料金の一部を助成しています。是非ご利用ください。

助成額および有効期限

- ①お一人につき、1冊目は年間1万2000円分を助成券で交付します。
- ②2冊目は同様のものを、1万円で販売します。
※助成券はお一人につき、最大2冊まで
- ③利用者証および助成券の有効期限は、交付した日から平成30年3月末までです。



対象者

- 町内に住民登録を有する75歳以上の方(昭和18年4月1日以前に生まれた方)
※(注)・日高町福祉タクシー券助成事業の助成を受けている場合は、重複して利用することはできません。



ご利用方法

- ①利用されるご本人が、利用料金のお支払いの際に「利用者証」を乗務員に提示のうえ、助成券をお渡してください。
- ②利用できるバス、タクシーは、下表の事業者です。

■タクシー会社

御坊第一交通	☎63・2002
川上タクシー	☎24・0200
中紀河南タクシー	☎24・1001
港タクシー	☎65・3100

愛あいケアタクシー	☎20・1090
印南交通	☎42・0105
南部タクシー	☎0739・72・2133
介護タクシーふくしん	☎20・5272

■バス会社

御坊南海バス	☎22・1020
--------	----------

中紀バス	☎65・2222
------	----------